

令和2年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 令和2年9月11日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
11番 石 井 孝 昭
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	大 木 俊 行
総務部参事（事）財政課長		會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明

経 済 環 境 部 長	黒 崎 淳 一
建 設 部 長	市 川 明 男
高 齢 者 福 祉 課 長	飛 田 雅 章
下 水 道 課 長	中 村 正 巳

・連 絡 員

総務部参事（事）秘書広報課長	鈴 木 正 義
総務部参事（事）総務課長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	堀 越 和 則
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日野原 広 志
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	須賀澤 勲
主 査	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	今 関 雅
主 任 主 事	村 山 のり子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和2年9月11日（金）午前10時開議

日程第1 議案第3号から議案第7号
 議案第14号から議案第17号
 質疑、委員会付託
 日程第2 休会の件

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

角麻子議員に係る文書質問回答書を配布しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第7号及び議案第14号から議案第17号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を延べることはできません。

また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき、一問一答、2回まででお願いをいたします。

それでは最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第6号、令和2年度八街市下水道事業会計補正予算についてお伺います。

収益的支出2項2目の雑支出についてでございます。5ページです。

補正予定額の既決予定額と比較すると、何倍もの額となっております。備考には下水道使用料過誤納還付金とありますが、その説明をお願いいたします。

○下水道課長（中村正巳君）

お答えいたします。

2目雑支出の58万円の増額補正につきましては、全額、八街中学校における敷地内の漏水に伴う下水道使用料過誤納還付金でございます。

○京増藤江君

私、この還付金の増だというふうに私は備考について説明したところ、言ったと思います。ですから、なぜこんなに今回、還付金が多いのかということについての説明をお聞きしたかったわけです。

○下水道課長（中村正巳君）

今回の金額なんでございますが、八街中学校の敷地内におきまして、給水管と申しましょうか、これが破損しておりまして、その間、漏水があったということになるんですけれども、通年ですと2か月に一偏検針をする中で、通年ですとこのぐらいという量があると思うんですが、それが相当な数が出ておりましたので、その差額の部分につきましてこれだけの金額があったと、かなりの量が漏れていたということになりますので、これは教育委員会からの

相談がございまして、今回、下水道課の方では予算が見積もられておりませんでしたので今回、還付処理をするということで補正をさせていただいたところでございます。

○京増藤江君

さっきちょっと1回目、何か2回目、1回目ちょっと、もう一回質問できると思うんですけど、いいですか。

○議長（鈴木広美君）

一応、2回目が終わっていますので。

○京増藤江君

でも、だって。ちょっと答弁の仕方がちょっと。違った……。

○議長（鈴木広美君）

じゃあ、簡潔にお願いいたします。

○京増藤江君

はい。今回のようなこういう割と多い還付金だと思うんですけど、例年はどうなのか、例年はどういう状況なのかお伺いします。

○下水道課長（中村正巳君）

例年は、こんなに多くはないかと、ちょっと決算の資料をちょっと持ってきてないのであれなんです、決算の資料を持ってきていないので金額がちょっと、あれなんですけれども、例年というか、この今回のその漏水の部分の通年のこのやり取りしたこの1期分と申しましょうか、これでいくと大体23万6千円くらいの八街中学校に関しましてはそういう状況でして、今回の検針の際に81万6千円という金額になりましたので、その差額を還付したということになります。

○京増藤江君

やはり、漏水ということでは本当に無駄遣いなわけですから、ぜひこの点についてもぜひ改善をお願いしておきたいと思います。

次に、6ページなんです、資本的収入4項1目受益者負担金についてです。下水道事業受益者負担金の増額補正です。

これについては、市民の皆さんが支払いが可能なんだという暮らしの状況があって、私はこれは何か安心感があるんですが、今回のこの増額補正については支払いの仕方はどういう、支払いの仕方についてお伺いしたいんですが、分割での支払い、また一括での支払いこういう支払い方があるんですけど、どういう支払い方での増額なのか、お伺いしたいと思います。

○下水道課長（中村正巳君）

お答えいたします。

今回のこの増額に関しましては、内容といたしましては支払いがあるので増額したということではなかったでして、実は予算を立てる際に事業が確定することによってこのくらいの支払いが見込まれるであろうという予算を増額させていただきましたので、現実的に支払いが

あったものではございません。その件数的なものなのですが、令和元年度以前にこの受益者負担金というのは5年に分割して金額をさらに年4回に分けて納めて頂くものなんですけれども、これに関しまして令和元年度以前にも賦課は決定して、その中で令和2年にお支払い頂くという件数が、54件ほどあるのではないかとそういう見込みで積算したものでございます。

それから、一括納付につきましては例年並みに換算すると、このくらいの金額になるのではないかとということで今回、賦課の見込額これを計上させていただいたものでございます。

○京増藤江君

今回のような増額というこれも本当に市民の方がちゃんと払えるということといいと思うんですが、やはり年によって例えば市民の暮らしが大変なときには未済額が増えるのではないだろうかと思うんですが、その未済額についての徴収は一生懸命されていくと思うんですが、5年間なら5年間のうちに払いますね。それが、例えば去年、消費税が10パーセントに上がった場合のそういうことで経済も変わってくると、そういう中での今後、支払いについての市民の状況は今回は増額ですが、例えば今度はどうなるのかというような方向はどのようにお考えなのか、お伺いします。

○下水道課長（中村正巳君）

予算立ての問題ですので、ここに関しては国庫補助金が確定してこのくらいの面積をやるとか、この延長をやるとか、それに関わる地権者の皆さんの敷地面積に対して受益者負担金が掛かるものですから、それに対して予算として見込みで計上していく。それによって支出も決まっていくわけございまして、これが現実的に景気があまりよろしくなくてお支払いいただけないというケースということになれば、その決算の段階では未収金ということになるわけですし、景気があまりよろしくないということであれば、未収金扱いということにはなりますけれども、その前段で今、滞納整理という形のこともございますけれども、それは皆さんのお支払いいただける状況を勘案しながらやっていくということで、現実的には厳しくなっていくということは想定されます。

○京増藤江君

本当に今回はコロナの感染が広がっているというところでは、この下水道料金も水道と連結しておりますので、本当に市民の皆さんが安心して下水道を使えるようにそういうことをお願いして質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

しばらくお待ちください。

以上で京増藤江議員の質疑を終了いたします。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第4号からお伺いしてまいります。

まず、お伺いいたしますのは一般会計補正予算であります。4款1項1目の保健衛生費から

でございますけれども、減額がされております。その減額補正の活用について伺うものであります。

保健衛生費の減額は、1千164万2千円と今回なっていますが、今回の一般会計補正予算では総額1億円を越す減額補正となっております。こうした減額補正の下では秋から冬にかけて、新型コロナとインフルエンザの同時流行が心配されているわけですが、今議会ではそうした対策費の予算が確保されていない。これは市民にとっては大変不安なことであるというふうに思うわけですが、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○市民部長（吉田正明君）

今年度につきましては、この新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして中止、あるいはその内容を変更せざるを得ない事業が多く出ている中にありまして、この時期に不要額が見込める事業については、積極的に減額の補正を行ったという結果が今回の補正予算でございます。

その一方で、新型コロナウイルス感染症対策の事業につきましては、8月の臨時議会でご承認をいただきました事業に加えて、これまでいろいろな対策を行ってきたところでございます。今回、コロナウイルス感染症拡大防止、あるいはそのインフルエンザに対応した事業費というところにつきましては、計上をしておりますけれども、今後その必要性等を十分、検討した中で対応してまいりたいと考えています。

○丸山わき子君

今後、検討していくんだという答弁でございますが、確かに8月の臨時議会では4億円を越す対策費が盛られたわけです。しかし、これから迎える秋から冬に向けてのインフルエンザとコロナの同時流行、これに対してはこれからで本当にいいのかどうか。今後、検討するでいいのかどうかというふうに思うわけですね。そこで私、市長にお伺いいたします。白井市では、新型コロナウイルス感染症の感染が保健所より確定した後、行政検査の対象者以外に検査をするということで、小・中学校、保育園、幼稚園、高齢者施設、障がい者施設のPCR検査を明確に打ち出して予算確保に取り組んでおります。

また、佐倉市では750人分のPCR検査の確保にこの9月議会では予算化を進めています。本市でもやはりこうしたPCR検査予算の確保、明確な確保が必要ではないか。

また、小・中学校、保育園、幼稚園、公共施設にサーマルカメラの設置など、減額補正を活かして取り組むことを求めますが、市長いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今、PCR検査それからサーマル検査ということでお話がございましたが、PCR検査の方でございますが、これにつきましてはその検査体制について十分検討する必要があります。現在の状況では、そのPCR検査の体制というものが確立ができていないという状況でございますので、今後、市の医師会の先生方のご意見を伺いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

また、サーマルカメラの購入ということでございましたけれども、これにつきましては早速、

増設について前向きに協議をさせていただきたいと考えています。

○市長（北村新司君）

今、丸山議員の方から私の方にも指名されておりますので、改めまして答弁申し上げます。

今、担当部長よりしっかり答弁したところでございます。PCR検査につきましては今、八街市医師会の先生方とこれから協議する部分もございまして、ご理解をいただきたいと思います。

また、サーマルカメラにつきましては、担当部長が申し上げましたとおり、前向きに購入するように指示をいたします。

○丸山わき子君

ぜひ市民に安心をということで、積極的な取組を重ねてお願いするものであります。

次に、一般会計補正の28ページ、農業振興費についてお伺いするものであります。

農業用ハウス強靱化緊急対策事業、119万9千円の減となっております。これは、県の補助金で新年度要望6件に基づき計上されたものだという説明を受けていたわけですが、この減の理由をお伺いするものであります。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

減額理由につきましては、予算要望時は昨年の中での要望のあった各農家の方からの見積書が間に合わなく、概算費で要望しておりました。今回、事業費が確定したことによりまして減額をさせていただいたものでございます。

○丸山わき子君

台風前と台風後の強靱化緊急対策事業これは、全体ではどのくらいの農家が受けることになったのか、お伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回の農業用ハウス強靱化緊急対策事業を活用いたしました農家の方につきましては、農業用ハウスが23棟の補強、それと防風ネットが5件、412メートルの活用を図るところでございまして。

○丸山わき子君

ちょっと23棟、防風ネット5件ということで、これは全体のハウス農家から見ると、どのくらいの基準になるのかというのが、ちょっと見えてこないんですけれども、それはちょっと後でお伺いいたします。

被災農業施設等復旧支援事業、2千500万円が次にあるわけですが、この内容と対象をお伺いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

被災農業施設等復旧事業の対象につきましては、農業用ハウスの補強といたしまして43件、棟数は209棟及び防風ネットの設置が26件を予定しております。

○丸山わき子君

もう一回伺いたいしますのは、被災前と被災後のハウスの強靱化どのくらいの棟数になったのか、また全体ではどのくらいの割合となっているのか、伺いたいします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

昨年の台風15号等によりまして、被災いたしましたハウスは2千741棟で、そのうち被災農業施設等復旧支援事業補助金を活用して補強された棟数が421棟、今回、補正予算で計上しております県単独の補助事業で補強される棟数が209棟、合わせまして630棟であります。被災したハウス全体から見ますと、約23パーセントとなっております。

なお、このほか今回の補正予算に計上しております農業用ハウス強靱化緊急対策事業で23棟を補強されることになっております。

○丸山わき子君

この数字からいきますと、せっかく強靱化という制度があっても実際、利用できるのは23パーセント、農家の皆さんにとっては大変な負担となっているということが見えてきます。今後、やはり自然災害に強い農業をしていくためにも八街市がもっとここら辺については、予算を組んでいく必要があるのではないかなというふうに思います。ぜひ来年度の予算では、そうした点で本当に農業に強い街そういう取組を進めていっていただきたいこのように思います。

それから、被災農業者への支援についてであります。ハウス被害の復旧は、どのくらい進んだのか伺いたいします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

昨年の台風による被災した農業用施設の復旧状況につきましては、申請総数が299件に対し、再建等が完了しているものが157件で、全体で約53パーセントの方が完了しております。

また、再建等が完了しているもののうち、市の完了検査が終了しているものは116件であります。

○丸山わき子君

今のこの数字からいきますと270件くらいは、ほぼ終わっているんだと、あと116件については県の審査も必要なんだけど、ほぼ終わっているということのようではございますけれども、ただ完全な1年たってもいまだ復旧しきれていないという状況が見えております。

もう1件伺いたいしますのは、この間の農業支援費、国、県、また市も負担、若干されているわけですが、この総額はどのくらいになっているのか伺いたいします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

今回、昨年度の台風被害への支援につきましては、被災農業施設等復旧支援事業により、農業用施設の再建等及び補強に対して支援をしているところですが、補助金総額で約13億7

千万円を見込んでおります。内訳でございますが、国の補助金が約4億5千万円、県の補助金が約6億円、市の補助金が約3億2千万円となる予定でございます。

また、今年度検査等にもよりまして、人員の方の増も図って対応をしているところでございます。

○丸山わき子君

支援費が13億7千万円に達したということで、なかなか大変な支援費であるというふうに思いますが、農家の皆さんにとっては大変心強い内容であるというふうに思います。

次に、土木費で31ページ、河川改良費についてお伺いいたします。

この中で公有財産購入費があるわけですが、流末排水路等用地2千600万円の減、それから調整池施設用地5千286万6千円増とありますが、これは具体的にどのような場所か、また今後の計画についてお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

16節公有財産購入費のうち流末排水路等用地2千600万円の減につきましては、沖地区市道115号線沿いですが、計画しております流末排水路等用地の購入費として、当初予算の方に計上しておりましたが、計画地が防風保安林地区であることから、千葉県北部林業事務所をはじめとする関係機関との協議に時間を要するため、今年度中の事業執行が難しくなりましたので減額補正するものでございます。

また、調整池施設用地5千286万6千円の増につきましては、五区地区ヤマダ電機付近でございますが、に計画しております雨水調整池用地の購入費でございます。この事業は、県道神門八街線をはじめとする周囲の道路冠水や民地への雨水冠水対策、さらには下流域であります大関区周辺への被害軽減のため、令和元年度に境界確定及び用地測量を実施しており、今年度は当該用地を先行取得しようとするものでございます。

○丸山わき子君

2千600万円の流末排水路等用地の減については沖地区であり、これは協議が整えば再度事業を実施していきますよということで理解してよろしいわけですね。

それから、調整池施設用地についてなんですけれども、これは大関調整池に関わる調整池であると。せんだって、一般質問の中にももう1か所というような答弁がございました。そのもう1か所については、今後どのように進めていくのか、いつぐらいまでにその対応がされるのかお伺いします。

○建設部長（市川明男君）

当初、1か所で大きくというような案もあったのですが、土地がちょっと頓挫してしまったので、ヤマダ電機周辺の方に1か所、また可能でありましたら、あそこ何というんだっけな、県道の周辺、大関排水の近くの信号辺りのところに、できれば可能であればもう1か所ぐらい設置をしたいというふうには考えておりまして、一応過去の例を見ますと事前に地主さんの方にも一度お話をさせていただいた経緯がございますが、まずは取りあえず五区の方を優先という形で今向かっておりますので、それと並行しながら今後、財政状況を検討しながら

そちらの方につきましても検討していきたいとも考えております。

○丸山わき子君

今、用地が空いているわけですから、用地というか持ち主さんの方では何も作っていないという状況で、今、本当に交渉する時期ではないかなと。いろんな今、話も出てきているようです、買収に関して。ですから、今あるうちにこの話はぜひとも進めていただきたいと。今、進めようとしているその用地に関して、私はぜひ必要であると。実は、道路を挟んで反対側の土地からは傾斜地からは、大雨のたびに水が絞れてきて市道いっぱい雨水がたまっていく。その水がその反対側の今、購入を検討している土地に流れ落ちているというのが実態なわけですね。今の地形的な状況からいけば、どうしても購入をし、排水対策の対応をせざるを得ないというふうに思いますので、今、遊休地になっているうちに、売買されないうちに早急な対応をお願いしたいということを申し上げておきます。

次に、32ページの住宅管理費についてであります。

修繕費1千32万円とあるわけですが、これはどのような修繕をされるのかお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

修繕料1千32万円につきましては、長谷団地で3部屋、九十九路団地で4部屋、合計7部屋分の修繕、それと長谷団地9部屋分の風呂釜の取り付け、九十九路団地9部屋分の温浴施設これは、浴槽も含めた温浴施設でございますが、温浴設備の方の取り付け、朝陽団地5部屋分の屋根の修繕、長谷団地の駐車場の改修を見込んでおります。

○丸山わき子君

やっと朝陽団地の方の屋根の修理が始まるということで、これも昨年の台風で大変な被害を受けて、雨漏りがたまらないという悲鳴が上がっておりました。交進住宅の方も、もう転居せざるを得ないような状況下になって、1戸だけは転居しておりますけれども、やはりこういった市営、公営住宅でありながら、また住民が日々暮らす中でその屋根の修理は本当に遅れてきたと、ここの辺についてはもう少し早急な対応ができなかったのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○建設部長（市川明男君）

朝陽団地の屋根の補修につきましては、台風の被害というよりは経年劣化によりまして、やはりちょっと雨漏り等があるので今回、直そうとしているものでございます。昨年の台風被害の修繕でございますが、交進団地では床上の浸水や笹引団地では床下浸水、実住団地では屋根の飛散、長谷団地では雨どいの落下等の被害が生じました。これらの被害に対しましては、昨年度、また今年度にかけて修繕などを実施いたしました。また、修繕が困難な部屋につきましては、住民等の話し合いを行いまして住み替え等をしていただくことにより、現在住まわれている部屋の補修については概ね完了しているところでございます。

○丸山わき子君

次の環境整備にもつながっていくわけですが、大変な今も部長、言われたように老朽

化で朝陽、交進、また笹引も大変な住宅となっております。今後は、やはり高齢者が多く住むこうした住宅に対する高齢者向けの住宅を検討していく必要があるのではないかなということも感じるわけです。

今、1つお伺いしたいのは高齢者が多くなって、下水の掃除ができなくなっている。団地内の下水の掃除ができなくなっている。というのは、蓋が重くて上がらないということで、大変不衛生な状況、大変な臭いがしてきているとそういう点で、何とかならないのかという住民の皆さんの悲鳴も上がっております。そういった点で、排水溝の清掃等については、どんなふうにお考えなのかお伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

今、議員のおっしゃったのは下水というか排水、側溝の話、雨水。

○丸山わき子君

……。

○建設部長（市川明男君）

ですかね。申し訳ございません。市営住宅の方の施設等につきましては、老朽などに修繕が必要な場合等につきましては、必要最小限の範囲で修繕や交換等を実施しているところでございます。

また、今回、駐車場を1台、長谷団地の方に駐車場を整備いたしますが、こちらにつきましても住民の方から介護サービスを利用する際の専用の駐車場のスペースがないということで、町内会等からの要望もいただきましたので、介護事業者専用の駐車スペースを設けようとしているものでございます。今後につきましても、現地を確認しながら必要最低限の範囲内で必要と思われるものについては直していければと思っております。

○丸山わき子君

ぜひ、市民の皆さんの声をきちんと聞きながら、環境整備を進めていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、八街市介護保険特別会計補正予算についてであります。

この基金の積立についてなんですが、今年度の基金の積立の見通し、またこの間の積立の総額はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

お答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、令和元年度末残高は6億8千409万9千811円となっております。令和2年度の積立額は、今回の補正計上額を合わせまして1億1千246万4千円となり、今年度末残高は7億9千656万3千811円となる見込みでございます。

○丸山わき子君

分かりました。

それで、次にいきますけれども、第8期介護保険事業計画の保険料についてであります。

来年度は第8期の介護保険事業計画の見直しの年になります。この見直しの中で毎回、検討

されるのは保険料なわけですがけれども、その保険料の引上げについてどのように検討されているのかお伺いいたします。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

お答えいたします。

来年度から始まります第8期介護保険事業計画における介護保険料でございますけれども、現在、第8期の策定作業を進めているところでございます。介護保険料の設定につきましては、給付の実績及びサービス利用者の増加によるサービス見込料の増などを勘案いたしまして、地域の実情に応じ過不足のない必要なサービス料を見込んで設定をいたします。

また、今後、国から示される介護報酬の改定等を踏まえるとともに、介護給付費準備基金の活用も含めて、できる限り被保険者の過度な負担とならないよう、適正な保険料について検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

先ほど伺いました積立金の総額は、7億9千万円あるということなんですけれども、次期の8期介護保険事業計画で必要とする額、どのくらい必要なのか、その辺についてはどのように検討されていますでしょうか。

○高齢者福祉課長（飛田雅章君）

必要とする保険料でございますけれども、先ほどもお答えしましたとおり、給付実績あるいは今後の介護サービス見込料の増などを勘案して設定をするわけでございますけれども、ご承知のとおり人口全体を占める高齢者の割合は増加しておりまして、さらに第8期計画以降はいわゆる団塊世代が後期高齢者に移行してくるなど、保険給付費の増加が見込まれますので、これらに対応可能となるよう長期的な視点に立って、もろもろの状況を勘案しながら急激な保険料の増加を抑えていけるように、保険料設定につきましては慎重に検討してまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

令和元年度の保険料というのは、第1段階から第3段階が若干、軽減されたわけですね。このことによって収納率がかなり変わってきているんですね。払いやすくなったと、安くなって払いやすくなったというのが、この令和元年度の経験であったというふうに思います。ですから、今高齢者が置かれている生活実態、消費税増税であるとか、このコロナの状況の中で、本当に保険料を引き上げたらまた払えない滞納者が増加する、そういうことも考えられます。ぜひともそういう点で、保険料の引上げというのは留まっていたいただきたいということを申し上げておきます。大いにこの7億9千万円、積立金を活用していただきたいというふうに思います。

それから、議案第14号の指定管理者の指定についてお伺いするものであります。

これは、社会福祉協議会に指定管理者として指定をするというものなんですけれども、この選定基準どのような基準で選定されたのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

この指定管理者につきましては、指定管理者制度導入ガイドラインに基づきまして、八街市の指定管理者選定委員会におきまして選定をされたところですが、その基準を具体的に申し上げますと、施設管理の事業計画において利用者の平等な利用が確保できるものであること。施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上が図られること、施設の適切な運営が図られるものであること。施設の管理経費の節減が図られるものであること。施設の管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、または確保できる見込みであること。このような選定基準を基に審査が行われることになります。

なお、今回の指定管理者の募集に際しましては児童館、老人福祉センター、南部老人憩いの一括して指定管理するという観点から、それぞれの施設間で連携して、児童と高齢者との交流を図ることなどに配慮した公募ということで選定をさせていただきました。

○丸山わき子君

ちょっと抽象的な選考内容であるということが、大変ちょっと気になるんですけれども、入札であれば県全体統一した基準に基づいて執行されているわけですから、所管の部局での対応ということで、評価方法や評価が適正であるか外部には分からないわけですね。特に経費節減というだけでなく、税金を投入する以上きちんと検証できるシステムが必要ではないかなというふうに思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今回の指定管理者制度導入ガイドラインにつきましては、総務部で作成しておりますので、私の方から答弁をさせていただきます。

本市での指定管理者につきましては2例目ということで、特にプレゼンテーションでの指定管理者の選定は初めてであったということで、改良しなければならない点につきましては、他市町村の選定方法等を参考にして、市民の方に分かりやすい内容になるよう検討していきたいというふうに考えております。

また、選定委員につきましては通常4、5人が多いというふうに考えておりますが、今回、厳重な審査により選びたいということから、13名の委員より審査をしたものでございます。審査の結果につきましては、社会福祉協議会では児童クラブの運営であったり、高齢者事業等を実施しており、今回の指定管理者が行うにあたりまして、求めていた児童と高齢者との交流事業に対しまして、本市の児童、高齢者の状況等をよく把握しているということから、安心して任せられるという判断がされたものというふうには考えております。

なお、現在、今回の指定管理者の選定結果をホームページに載せておりますが、分かりづらいというようにご指摘もございましたので、選定基準の詳細等、また配点等を昨夜載せておりまして、ホームページを更新いたしましたので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

専門的なノウハウを持ったところに指定管理の指定をするということだったんですけれども、本当に専門的なノウハウを持った団体として、その対象としたというところがどうも見えて

こない。そういう点で本当に平等な対応ができるのか、またサービス向上にどのように努力されていくのかという点で、大変疑問を持つところであります。今、八街市は学童保育を委託しているわけですが、実際、委託した先で子どもたちが、委託した先である児童クラブで子どもが、指導員の手に負えないと、そういう子はやめて頂くとそういう対応を取っているわけですね。本来ならば児童クラブというのは、しっかりと子どもたちを支えていくそういう家庭に代わる場であるにもかかわらず、指導員の手に負えなければ、もう止めていただくというようなそういう対応を取ったということがあるところに、本当に専門的なノウハウを任せられるのかと、大変私は疑問を持つところであります。

それから、運営費についてであります。運営費の利益率についてなんですけれども、事業費は指定管理料、利用料、事業収入で、人件施設維持管理費、事業運営費を払うことになるわけなんですけれども、その利益率をどのくらいに見ているのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

この候補者団体の方から提出をされましたその収支予算書の方から、初年度の利益率について算出をさせていただきました。その結果、児童館については約9.4パーセント、それから老人福祉センターで約10.9パーセント、南部老人憩いの家で約6.9パーセントという結果でございます。

○丸山わき子君

福祉施設ですから、ここで利益を得られるということは到底、考えられないわけなんですけれども、限られた収入の中で社会福祉協議会はやりくりをしなければならなくなってくるわけなんですけれども、この中で人件費の圧縮という形で、そこで働く方の処遇の悪化を招くようなことがあってはならないと。あるいは、賃金の低下であるとか労働条件の悪化だとか、まさに官製のワーキングプアを生み出す、そういったことになってはならないというふうに思うわけなんですけれども、指定管理業務に係る従業員の労働条件の確保、あるいは一般的な労働法、法令の遵守など、きちんとそういうことが指導していけるのかどうか、そういった利益率になっているのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回、選定されましたその候補者の方から提出がございました収支予算書の方から見ますと、正規職員の給与につきましては給料の昇給、あるいはその他の諸手当分というものも計上をされております。

また、非正規職員につきましても千葉県の最低賃金を上回る時給額及び諸手当等につきましても計上されておりますことから、その職員の人件費が不当に低く抑えられているものではないという判断をこちらの方としております。

今後につきましても、そういった労働条件等々の悪化等がないよう、十分こちらの方としても相手方の方と今後につきましては、話合いの方を重ねてまいりたいというふうに思っております。

○丸山わき子君

じゃあ、ぜひその辺については、十分な対応を検討いただきたいということを申し上げておきます。

それから次に、民間のノウハウが活かされるのかとか、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、このノウハウの活用による住民サービスの向上、あるいは効率的な施設運営を進めることができるというふうに言っているわけなんですけれども、その保証は何なのかその辺について、伺いたいします。

○市民部長（吉田正明君）

指定管理者制度につきましては、今の議員さんの方からお話ございましたように、今の多様化するその市民ニーズに効果的、効率的に対応するためにその民間のノウハウを活用するというところで創設をされた制度でございます。こういった中で、今回の候補者の方からは様々なその独自提案というものも出されておまして、指定管理者によります魅力的なイベント、あるいは独自の事業の実施というものによりまして、その市民の満足度の向上というものにつながっていければというふうに考えております。

○丸山わき子君

特に児童館なんですけれども、今先ほども申し上げましたけれども、八街市児童クラブは社会福祉協議会に委託しているわけですね。それで、指導員については資格についてはかなり緩和をされていると。経験者ではなくても、どんどんと緩和をして、資格がなくても指導員として採用しているわけなんですけれども、ここで民間のノウハウが本当に活かされるというふうにこの間も言ってきているわけで、この指定管理にすればね。本当に資格を持った方がきちんと配置されるのかどうか、その辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

特にこの児童館の職員につきましては、当然その施設に必要な有資格者を配置するように義務付けられております。

また、指定管理者につきましては、その職員の配置、また育成計画、勤務対応につきまして事業計画に基づいて、職員に対して定期的に必要とされる研修を実施する。

また、職員の資質の向上を目指すということにもなっております。さらには、その苦情が発生したような場合につきましては、苦情解決の責任を明確にするためにその苦情解決責任者を定めて、苦情解決が円満迅速にできるような体制を整えとともに速やかな問題解決に向けて努力、またそのサービス向上につなげるということにもなっております。

こういったことから、市といたしましても当然、利用される市民の意見等も伺いながら、この指定管理者業務が指定管理者によって適正な管理が実施されているのか、また適正なサービスが提供されるか等につきましては随時、確認をしてまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

今、随時、確認ということを言われましたけど、その随時、確認というのはどのくらいの頻度で行われていくのか、それについてはどうでしょうか。

○議長（鈴木広美君）

丸山議員、その質問は3回目になります。

また、持ち時間ございませんので、最後に一言だけどうぞ。

○丸山わき子君

大変失礼いたしました。

この随時、点検ということのようなんですけれども、これはかなり綿密な対応を取らなければ、本当に大変なことになるんじゃないかなということになります。ぜひ、本当にせっかくできる児童館、子どもは共産党は、指定管理ではなくて市が直接管理していただきたい、この願いは変わっておりません。本当に子どもの問題は、八街市がきちんと責任を持っていくそういう対応をお願いする次第であります。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

○桜田秀雄君

桜田秀雄です。通告を忘れてしまいましたけれども、質疑をしたいので許可をお願いできませんか。

○議長（鈴木広美君）

通告締切りがございますので、この場での通告なしの質疑は受入れることはできません。

○桜田秀雄君

なぜできないんですか、議長。会議規則はご存じですよ。

○議長（鈴木広美君）

それでは、ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員会の方々は第二会議室の方にお集まりください。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時33分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。山田雅士議員より早退の届出がありましたのでご報告いたします。

以上で報告を終わります。

議題に入ります。

先ほど会議規則第52条により、桜田秀雄議員より発言の通告がありましたので、発言を許可いたします。

桜田秀雄議員、質問席へお願いいたします。桜田秀雄議員。

○桜田秀雄君

それでは、会議規則をご理解していただきましたので早速、質疑に入らせていただきます。
議案番号6号。

○議長（鈴木広美君）

議案番号は、6ではなく4になります、4。

○桜田秀雄君

補正予算は、6号じゃないんですか。

○議長（鈴木広美君）

議案番号でいきますと、4号ということになります。

○桜田秀雄君

じゃあ、配られたのは間違えたのか。

○議長（鈴木広美君）

今、訂正したものを配りました。

○桜田秀雄君

はい、分かりました。

議会費について伺いをいたします。

議会費1千45万7千円が減額になっております。この内容については、議会で政務活動費、これが返還をされたという18節の中で書かれておりますけれども、この減額された金額、これは議会の中では、コロナ禍の中で市民の皆様大変に苦勞されているとそういうことで、議会としても何らかの対応が必要であろうとそういうことで政務活動費を6月末で一部の会派は返還をして、それを市民の皆さんのために使っていただこう、そういう形で減額をされたと思うんですが、この減額された金額これは、どのような事業に充てられるのかをお伺いをいたします。

○議会事務局長（日野原広志君）

今、ご質問のありました桜田議員の新型コロナウイルス等感染の影響による対策に、どのような対策に充てられたかというご質問ですが、具体的なものとしてはちょっとご説明ができません。全体的な市の財政上の対応としてなんですが、これは9月補正の概要としまして、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等の対策としての住居確保給付金の増額、それから県の制度改正に合わせたひとり親家庭への医療費給付の拡充、それから去年の台風等で被災した農業用ハウス等の再建に加えた当該施設の補強を支援する補助金の計上、それから大雨時の雨水貯水対策として、流末排水施設整備事業を増額する、このようなものの中のものに充てられたというふうに解釈しております。

○桜田秀雄君

私もこのお話があったときに、やはり返還したお金が行政の執行部に対して、こういうふうに使いなさいということは、これは言うてはいけないことでしょうと私、言いました。ですから、今これは全般的に使わざるを得ないと思うんですけれども、でも、やはり過程で議長

の方から先ほど言ったような内容で、このようなために使うんですと言われると、それで皆さん賛同しているわけですよ。どうも、やっぱり市民のために多く広く言えば今、答弁があったようにそういう内容になりますけれども、それで減額された議員の皆さんが納得するかどうか、大変その辺が危惧するわけですが、それについてはどうですか。

○議長（鈴木広美君）

これは、事務局への答弁ですか。

○桜田秀雄君

議会費は、事務局が答弁するんでしょう。

○議長（鈴木広美君）

ええ。

○議会事務局長（日野原広志君）

今、ご説明した形の答弁ということで、具体的にどこの部分に充てられたかというのは、こちらの方ではお金に色はありませんので、分からないところなんです、少なくともここの中の一部の財源として充てられたというふうに解釈しております。

○桜田秀雄君

分かりました。

次に、予備費についてお伺いしたいんですが、予算書に予備費はないんですけれども、今回、提案はされていませんけれども、議会や職員、あるいは市関連施設の職員がコロナウイルスにいつ感染をするか分からないこういう状況になってまいりました。

○議長（鈴木広美君）

桜田議員、今、個別の名前に関しましては、訂正あるいは取消しをお願いいたします。

○桜田秀雄君

なぜですか。

○議長（鈴木広美君）

今、個別の。

○桜田秀雄君

よく分かりませんが、そうした……。

○議長（鈴木広美君）

いやいや、個別。

一時、休憩をいたします。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午後12時02分）

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

休憩前に続き質疑を続けます。

桜田議員の質疑を続けたいと思いますので、桜田議員、質問席へどうぞ。

○桜田秀雄君

どこまでいったっけ。

○議長（鈴木広美君）

②の予備費の活用で、1回目の質問ですね。

○桜田秀雄君

コロナウイルス感染症これは、本当に今、誰がかかってもおかしくないこういう状況にあるわけですから、例えば行政やあるいは市の出先機関、議会などでクラスターなどが起これば、これは市民の皆さんに大変に迷惑をかけるわけでございます。ですから、やはり事前にそうした対外的な措置を講じて、様々な方策を考えていく必要があるんじゃないか、このように考えております。

例えば、議員が感染した場合どうするのか、あるいはその施設の仕事とかどうするのか、そういうのをあらかじめやっておく必要とあるものですが、そういう費用を予備費から充当できるんでしょうか。

○加藤弘君

議長、先ほど何のために休会したのですか。謝罪を先にするんじゃないのですか。ここでは。

○議長（鈴木広美君）

質疑の方を終了を先にさせますので、その後、もう一度会議を開く予定にしておりますので、ご理解ください。

答弁はよろしいですか。

○総務部参事（會嶋禎人君）

新型コロナウイルス感染症対策としまして、今期、先ほど議会事務局長からの答弁がありましたとおり、予備費をはじめとしまして補正予算におきまして各事業の延期や中止にかかわらず、またこれの予算の減額にもかかわらず対応しているところでございます。

それで、その上で今回、補正の機会がありましたので、既に中止が決定している事業ですとか、あるいは執行しないこととなったものですとか、そういった主なものを減額したところでございます。これは、先ほど議会事務局長が答弁したものの補足とご理解いただきたいと思います。

それで、今、私どもが心配してますのが、一定程度落ち着いているような状況ではありますが、今後この新型コロナウイルス感染症がどのような状況にまた変わっていくのか。

それから、その変わった状況によりまして、八街市が市民の方々にどのような対応をしなければいけないのか、どういった支援をしなければいけないのか、そういったところを考えていかなきゃいけないと。そうしたときには、やはり財政担当、八街市全体としてもそのための予算というのは、どのように工面していいのかというところが今、一番心配しているところであります。さらには、幸いにも去年のあの日は過ぎましたけれども、台風

がいつやってくるか分かりません。その辺のことも全体的に加味した中で、今どれほどの予算があって、それをどのように活用していくのかというところを日々、考えていかなきゃいけない状況であると私は考えております。そういったところから考えますと、十分ではないにしてもやっぱり財源を確保しておきたいというところが、財政担当としては本音であります。

それで、また、他に提案がありまして、予備費を使ってというのは置いておいたにしても、公費でそういった対策というか、その対象をどういった方々、どういったものを対象として公費を負担することができるのかといったところは、今後も十分、考えていかなければいけないというふうには、私は判断しております。

○桜田秀雄君

財政当局から最も大事な裏付けとなる財政について、力強い発言がありましたので、ぜひともこれからいろいろ起こると思うんですが、よろしく願いをいたしまして、私の質疑は終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了いたします。

会議中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後の再開は、1時30分より本会議を再開したいと思います。

休憩に入ります。

(休憩 午後12時07分)

(再開 午後 1時48分)

○議長（鈴木広美君）

それでは、再開します。

桜田秀雄議員より午前中の発言の取消しについて、発言を求められておりますので、これを許します。

○桜田秀雄君

発言の機会をいただきましてありがとうございます。

午前中の議案の質疑の中で、議員の固有名詞を上げて質問をしたことは誠に遺憾であり、当該部分について議長に削除をお願いいたしますとともに、関係する皆様に深くおわびを申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

桜田秀雄議員の申出のとおり、発言を取消すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議ないものと認めます。桜田秀雄議員の発言の取消しを許可することに決定をいたしました。

それでは、次にただいま議題となっております議案第3号から議案第7号及び議案第14号から議案第17号は、配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託いたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日9月12日から10月1日までの20日間を、各常任委員会、決算審査特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。9月12日から10月1日までの20日間、休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了いたします。

10月2日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は議員控室にお集まりください。

全員協議会終了後、議会改革特別委員会小委員会を開催いたしますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時55分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第7号、議案第14号から議案第17号
質疑、委員会付託
2. 休会の件

.....

議案第 3号	八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号	令和2年度八街市一般会計補正予算について
議案第 5号	令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について
議案第 6号	令和2年度八街市下水道事業会計補正予算について
議案第 7号	令和2年度八街市水道事業会計補正予算について
議案第14号	指定管理者の指定について
議案第15号	八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	八街市立小中学校GIGAスクール構想タブレット型PC端末購入に係る契約の締結について

文書質問回答書

○令和２年第３回八街市議会定例会 公明党 角 麻子 議員

１．避難所について

（１）コロナ禍における避難所のあり方について

①可能な限り多くの避難所の開設を図る必要があるが、現状はどうなっているのか。

〔回答〕

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染経路が特定できない新規感染者が増加し、近隣でもクラスターが発生しており、八街市内でも感染者が報告されております。このような状況の中、大規模な地震や風水害により避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期す必要があります。

避難所内での感染を予防するためには、避難者間に十分な間隔を空ける必要があり、各避難所の収容人数も制限され減少することとなります。そのため、災害発生時には、可能な限り多くの避難所を開設するとともに、避難所内での段ボールパーティションを使用することによる飛沫感染の防止や、学校が避難所となった場合には、体育館の他、各教室等についても可能な限り避難スペースとして活用してまいりたいと考えております。また、広報やちまたや、ホームページにおきまして、自宅や車などによる在宅避難や安全な親類や知人宅への避難の検討につきまして、お願いしているところでございます。

②「分散避難」の定着について住民に改めて周知広報する必要があるが。

〔回答〕

避難所での「３密」を避けるためにも、市民の皆様分散避難への協力をお願いする必要がありますと考えております。そこで、市といたしましては、ホームページおよび広報やちまたに、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染防止対策等について、掲載したところでございます。その中で、在宅避難や友人、親戚宅への避難などの分散避難についても周知したところでございます。

今後につきましても、災害時の避難のあり方について周知してまいりたいと考えております。

③分散避難によって災害物資の届け先が増えることになるが、どう対応するのか。

〔回答〕

分散避難により、在宅、車中泊、テントなどの避難所以外の場所で避難生活をされている方の支援といたしましては、まず、区や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の所在確認を行いたいと考えております。基本的には、災害物資については、避難所で配布することとなり、その支援情報をあらゆる手段により周知することとなります。しかし、要支援者などで避難所まで来ることが困難な方につきましては、所在確認の情報をもとに、区、自主防災組織、民生委員、災害ボランティアなどのご協力を得て、避難先に届けることが出来るよう検討してまいりたいと考えております。

④災害時の状況によって、発熱、咳等の症状がでた避難者の病院移送が難しい場合に備えた対応は。

〔回答〕

コロナ渦の中、発熱等新型コロナウイルスが疑われる方を避難所に受け入れ、避難所でクラスターが発生することは絶対に防がなければなりません。このため、水際対策として受け付け時には体温を計測し、症状の確認を実施することとしています。避難所内において発症した際は、病院等に移送することとなりますが、それが難しい場合には、避難所が学校の場合、教室等を体調不良者用スペースとして活用することも考えております。

今後は、体調不良者用の避難所の開設等についても調査、研究してまいりたいと考えております。

（２）女性の視点を活かした避難所の運営について

①プライバシー、衛生面、安全の保障等、女性の視点での環境が適切に計画・整備されているのか。

〔回答〕

避難所では、限られた空間に多くの方が過ごすこととなりプライバシーの確保が問題となります。そこで、学校が避難所となった場合には、体育館の一般健常者とは別に、各教室等についても可能な限り避難スペースとして活用する中で、女性専用フロアを設定し、居住スペースや更衣室、物干し場等も女性専用フロアに設置し、プライバシーや安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

②備蓄品に乳児用液体ミルクを望むが。

〔回答〕

乳児用液体ミルクにつきましては、容器内のミルクを乳幼児がそのまま飲めるため、災害時には衛生面からも有効なものと考えております。市では、令和2年3月に購入し、備蓄しているところでございます。しかしながら、この乳児用液体ミルクにつきましては、賞味期限が以前よりは長くなったものの製造から6ヶ月から1年間と備蓄期間が短いことから、市で必要な備蓄量を確保するのは難しいと考えております。

今後は、市においても可能な限り備蓄するとともに、各ご家庭での備蓄の必要性についても周知してまいりたいと考えております。

（３）ペット同行避難の対策について

①避難所でのペット同行・同伴の現状と今後の計画は。

〔回答〕

避難所建物内へのペットの受け入れは、他の避難者の動物アレルギーなどの衛生面、感染症などの問題から、身体障害者補助犬を除いて原則禁止することとしています。しかし、ペットを家に残し避難することは、飼い主としては非常に難しいと思われることから、避難所の室内にペットを入れる同伴避難ではなく、ペットと一緒に避難する同行避難であれば可能であると考えております。ペットと一緒に同行避難してきた場合には、避難所の屋外に飼育スペースを確保し、飼い主が用意したケージや専用ケース等により、飼育が出来る環境を整備してまいりたいと考えております。

②ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発について。

〔回答〕

ペットの飼育スペースを設定した場合でも、ケージや専用ケース、ペット用食料などについては、飼い主の方にご用意いただく必要があります。また、環境省が作成した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」におきましても、飼い主への普及啓発について記載されておりますので、これらを参考にしながら、避難先でのペットのために必要な避難用品や備蓄品の確保等について、市ホームページなどにおいて周知してまいりたいと考えております。

2. 骨髄移植ドナー支援について

(1) 骨髄移植ドナー支援助成制度の実施を。

〔回答〕

骨髄移植は、白血病などの治療が困難な血液疾患に対する有効な治療方法の一つですが、移植するには、移植を受ける患者と提供者であるドナーとの白血球の型が適合することが条件となります。この適合判定は、血縁者のほか、多くは、公益財団法人日本骨髄バンクが管理するドナー登録者の中から行われております。令和元年度末の、国内におけるドナー登録者数は、約53万人となっており、千葉県では1万8千32人が登録されております。また、骨髄移植を必要とした国内の登録患者数2千198人のうち、96パーセントの人が適合し、ひとり以上のドナー候補者が見つかりましたが、実際に骨髄の提供を受けられた患者は1千220人の55.5パーセントにとどまっております。このように、ドナー候補者が見つからないながら、移植まで至らない理由の一つとして、骨髄等を提供する場合、ドナーは健康診断や骨髄採取による通院・入院が7日間程度必要となり、休暇等を取得することが難しいなど、ドナー候補者の都合で辞退してしまうことが挙げられております。日本骨髄バンクのドナー登録は、献血会場で行われる献血併行型登録会や、献血ルームにおいて行うことができ、本市では、令和元年度現在で158人の方がドナー登録しております。

本市におきましても、骨髄移植を必要とする患者のために、ドナーとなりやすい環境整備に取り組む必要があると認識しておりますので、「骨髄移植ドナー支援事業」について、令和3年度からの導入に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

(2) 骨髄移植後のワクチン再接種への助成を。

〔回答〕

病気治療のために骨髄移植手術などを行うことで、予防接種で得られた免疫を失ってしまうことがあることは認識しておりますが、現在のところ、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった方が、やむを得ず定期接種をうけることが出来なかった場合、接種の機会を確保するため、定期接種の対象者として接種していただける場合もありますので、相談には丁寧に対応してまいります。なお、今後、ワクチン再接種への助成について調査・研究をしてまいります。